

○応急仮設住宅に入居中の世帯には住まいの再建先が決まらない世帯も多く、様々な課題を抱えた方への支援が急務となっています。一方、各種支援事業により再建先への移転が進み、仮設団地の入居率は低下しています。
○本プログラムは、被災された全ての方が一日も早く希望の持てる生活が送れるよう、現状と課題を整理し、自立再建に向けた具体的な支援を実施するために策定したものです。

「住まい」の再建を実現するため再建意向未決定世帯への支援に取り組みます

「住まい」の再建に向けた支援方針

◆再建意向が未決定の世帯への『自立計画届出書』による再建計画の確定

- ・ 応急仮設住宅はあくまでも仮の住まいであり、早期に再建先を決定する必要があります。
- ・ 再建方法等が不明の場合には、市が必要な支援を行うことが難しいものと考えています。
- ・ このため、平成28年夏期において、再建方法の確認が必要な世帯（再建方法未決定世帯）から自立計画届出書を提出していただき、再建方法、時期等の具体的内容を把握します。
- ・ この自立計画届出書は、**応急仮設住宅入居中の世帯の自立再建のために市の支援策を決定する大変重要な届出書**です。
- ・ また、各世帯の個別事情に応じた仮設住宅供与期間の決定資料としても必要です。
- ・ 自立計画届出書が期間内に提出されず再建方法等を確認できない世帯は、国及び県への手続きがとれず応急仮設住宅に引き続き入居することができない場合があります。
- ・ 自立計画届出書が届いた方は、期間内に必ず提出をお願いします。

◆再建意向決定のための支援

- ・ 住まいの再建意向の決定に**お困りの方や手続き支援が必要な方には、自立生活支援専門員等が個々に訪問し、情報提供や書類作成の支援**などを実施していきますのでご相談ください。
- ・ また、それでも、住宅再建の見通しが立たない方に対しては、宮城県被災者転居支援センターに相談内容をつなぐなど、宮城県と連携しながら生活再建を支援していきます。

◆自立再建が困難な世帯への支援

- ・ 自立再建が困難な世帯には、訪問等による状況把握や相談をしながら、個別ケースごとに自立再建や今後の生活に必要な手続支援を実施していきます。

※自立再建が困難な世帯とは？

障がい者、高齢者の方等で、自ら恒久住宅へ移転する時期、方法等の道筋が立てられず、専門員による支援が必要な世帯（他者との意思疎通やコミュニケーションができないなど、保健・医療又は福祉の専門職の支援が必要な世帯）

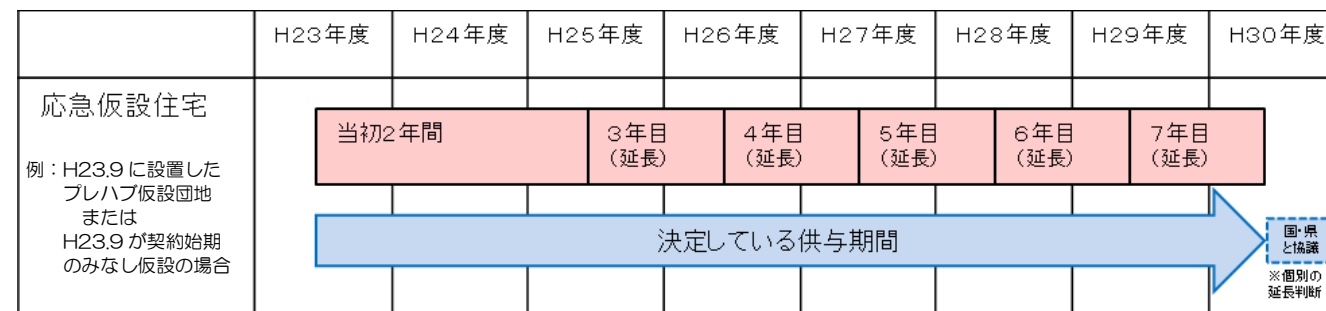
▼自立計画届出書による再建計画の確認スケジュール

平成28年6月	7月	8月	9月
通知発送●	記入・提出期間		
	届出書作成支援		
	未提出世帯に対する戸別訪問等		

応急仮設住宅の供与期限は平成30年度までです！

◆応急仮設住宅の供与期限

- ・ 応急仮設住宅の供与期間は、設置から7年後の平成30年度までの延長が決定しています。
- ・ 市では、供与期限に関わらず早期の自立再建移転を促進していきます。



◆供与期間の終了(平成30年度)

- ・ 応急仮設住宅の供与期間は、平成30年度中で終了予定です。
※平成23年3月契約始期のみなし仮設は平成30年3月中に終了
- ・ これまでは1年ごとの一律延長でしたが、復興公営住宅等の住まい整備が進み住宅が不足する状況がおおむね解消されることから供与終了となります。

◆特定延長について

- ・ 復興公営住宅への入居、防災集団移転事業の宅地供給後の自宅建設完成待ちなど『特別な事情』があり供与期間内に移転ができない世帯については、『自立計画届出書』を基に個別の供与期間延長の判断（特定延長）を国及び県と協議することになります。

自立再建促進プログラムの推進体制

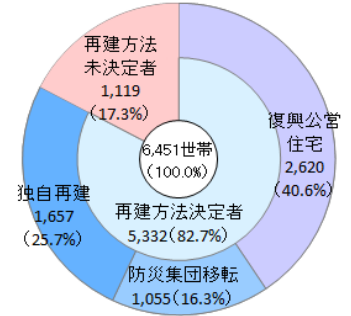
- ・ 被災者の方々の早期の自立再建のため、全庁を挙げて取り組む体制を構築します。
- ・ また、国、県、社会福祉協議会、NPOなど関係機関や被災者支援団体等と連携し、被災された方々の生活相談にきめ細かく応じながら推進していきます。



被災者の自立再建に向けた課題を踏まえ自立再建を実現するための支援に取り組みます

意向調査から見える自立再建に向けた課題

◆**住まい** 再建方法が決まらない世帯がまだ1,100世帯以上



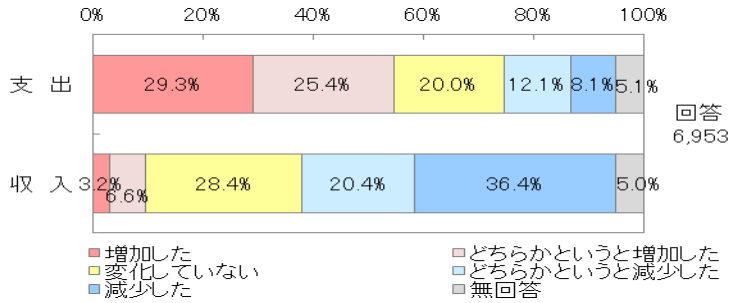
◆**健康・福祉** 仮設住宅において体調が悪い人の割合が増加

<体調>

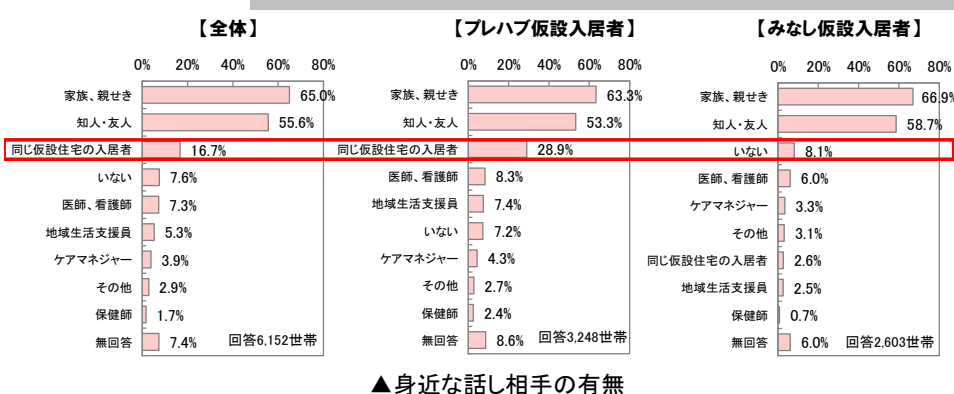
	H25調査	H26調査	H27調査
大変よい	1,080人 (16.0%)	947人 (17.0%)	576人 (13.9%)
まあよい	4,429人 (65.5%)	3,564人 (63.8%)	2,636人 (63.7%)
あまり良くない	1,137人 (16.8%)	984人 (17.6%)	822人 (19.9%)
とても悪い	115人 (1.7%)	92人 (1.6%)	104人 (2.5%)
合計	6,761人 (100.0%)	5,587 (100.0%)	4,138人 (100.0%)

(平成25年度～平成27年度応急仮設住宅(プレハブ)入居者健康調査)

◆**暮らし向き (家計)** 支出増加、収入減少世帯がそれぞれ半数以上



◆**コミュニティ** 再建後、環境の変化により孤立化が進むことが懸念

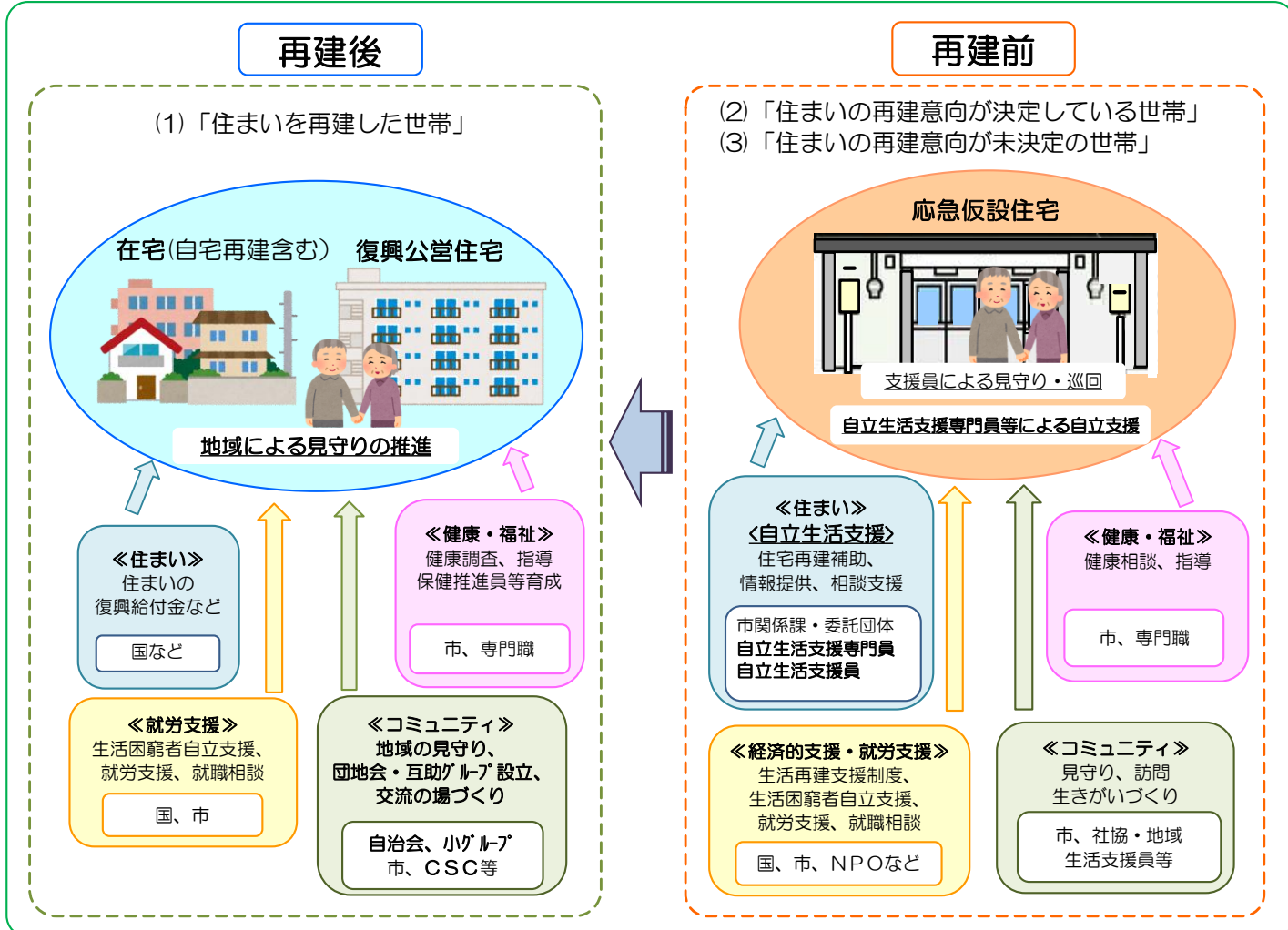


再建先の住まいへ移転した方、仮設住宅に入居している方等の状況に合わせ、「住まい」「健康・福祉」「暮らし向き(家計)」「コミュニティ」の4つの視点から総合的な支援を実施します。

自立再建を実現するための4つの基本的な視点

- I 住まい**
 - ◆生活の基盤となる自宅再建・移転支援
 - ◆住まい再建の意向決定に必要な支援
 - ◆生活状況に合わせた住まいの確保
- II 健康・福祉**
 - ◆震災後からの様々な悩みへの心のケア
 - ◆健康維持のための状況把握と健康相談・指導、予防
 - ◆地域の実情に応じた健康推進、生活支援
- III 暮らし向き(家計)**
 - ◆健全な生活を維持するための就労支援
 - ◆生活を再建するための経済的な支援
 - ◆生活困窮者に対する自立支援
- IV コミュニティ**
 - ◆人と人とのつながりを実感できるコミュニティの形成・維持の支援
 - ◆孤立防止のための見守り支援
 - ◆新たな生活の場での生きがいづくり

▼被災者支援イメージ



「在宅被災者」への支援

- 東日本大震災で大きな被害を受け、補修が完了していないと思われる自宅で生活を続けてこられた世帯、いわゆる「在宅被災者」の実態を把握するため個別訪問による調査を行っています。
- 調査対象世帯の多くが高齢者世帯であり、震災から5年を経過した現在でも補助制度を活用されていない世帯が見られました。
- 今後は、従来の広報だけでなく、市が委嘱した自立生活支援員による訪問型の積極的な支援を行っていきます。
- また、地区民生委員や支援団体、その他の関係機関等とも連携し、地域の中で孤立せずに行政とのつながりが保てるよう配慮します。
- さらに、各世帯個別の課題についても社会福祉士等の自立生活支援専門員等の助言や他の専門職につなぐ枠組みなどを整備し、支援してまいります。

被災者の生活再建状況に応じた支援策を推進します

○生活再建状況に応じ、「住まい」「健康・福祉」「暮らし向き（家計）」「コミュニティ」の4つの視点から総合的な支援を実施します。

▼生活再建状況ごとの支援策

支援対象の分類	住まいを再建した世帯	住まいの再建意向が決定している世帯	住まいの再建意向が未決定の世帯
支援の基本方針	再建先で孤立することのないよう、地域コミュニティの形成や社会参加を促進し、健康増進に努めます。また、各種就労支援を通じ、経済的にも安心して暮らせるよう支援等を行います。	恒久的住まいへの移転が円滑に進むよう各種手続きや相談等の支援をするとともに、仮設住宅から移転するまでの間、引き続き見守り、健康支援、コミュニティ支援等を行います。	仮設住宅入居者の再建方法を決定するための情報提供、相談支援を行うほか、復興公営住宅に入居資格のない世帯への住まいの確保支援を行い、仮設住宅から移転するまでの間、引き続き見守り、健康支援、コミュニティ支援等を行います。
I 住まい	Point: 再建後の支援 ① 自宅再建支援 ・住まいの復興給付金（消費税引上げ対策） ・二重ローン対策 ・住宅再建の補助	Point: 再建先の早期供給及び移転支援 ① 自宅再建支援 ・防災集団移転、がけ地近接等危険住宅移転、住宅再建の補助 ② 復興公営住宅 ・復興公営住宅の早期供給 ③ 住まいの移転支援 ・復興公営住宅等移転補助金 ・住まいの再建相談の実施	Point: 住まいの提供と再建意向を決定するための支援 自立困難者の状況把握と支援 ① 自宅再建支援 ・防災集団移転、がけ地近接等危険住宅移転、住宅再建の補助など活用 ② 公的住まい対策 ・復興公営住宅 ・市営住宅 ・県営住宅 ③ 自立再建相談支援 ・自立生活支援専門員、支援員等の個別訪問 ・不動産業界との連携、情報誌の作成 ・ワンストップによる各種相談、情報提供等 ・市外みなし仮設からの帰還支援
II 健康・福祉	Point: 生活環境が変化したことに伴う健康維持 地域内健康活動の推進 ① 健康調査、健康維持増進のための対策 ・復興公営住宅入居者への訪問健康調査、心のケア専門職による各種相談支援、保健師等の訪問指導及び地区集会所等での健康相談・講話、運動による健康づくり等 ・「まちの保健室」による健康相談等 ・保健推進員、食生活改善推進員、運動普及リーダーの育成等 ・健康づくりのための自主グループ活動支援等 ② 在宅生活のための福祉対策 ・成年後見、日常生活自立支援 ③ 介護予防の普及・啓蒙 ・専門職による「介護予防教室」や地域包括支援センターによる「地域介護予防教室」等 ・住民主体の介護予防活動支援及び通所型サービス支援	Point: 再建先に移転するまでの健康支援 ① 健康調査、健康維持増進のための対策 ・応急仮設住宅等健康調査、心のケア専門職による各種相談支援、保健師等の訪問指導及び健康相談・講話等 ・「まちの保健室」による健康相談等 ② 在宅生活のための福祉対策 ・高齢者等ケア付き仮設住宅、成年後見、日常生活自立支援 ③ 介護予防の普及・啓蒙 ・専門職による「介護予防教室」や地域包括支援センターによる「地域介護予防教室」等	Point: 健康課題の明確化及び健康対策 長期化する仮設生活における心のケア ① 健康調査、健康維持増進のための対策 ・仮設団地ごとの健康ニーズ・課題の明確化、生活状況を踏まえた健康相談や保健指導等 ・応急仮設住宅等健康調査、心のケア専門職による各種相談支援及び保健師等の訪問指導等 ② 在宅生活のための福祉対策 ・高齢者等ケア付き仮設住宅、成年後見、日常生活自立支援など ③ 介護予防の普及・啓蒙 ・専門職による「介護予防教室」や地域包括支援センターによる「地域介護予防教室」等
III 暮らし向き（家計）	Point: 再建先で生活を維持するための就労支援 ① 就労支援 ・就職相談会、在宅で仕事ができる被災地域テレワークの推進、高齢者の就業支援、就労支援NPOとの連携、生活困窮者の自立支援	Point: 再建先で生活水準を維持するための就労支援 ① 就労支援 ・就職相談会、在宅で仕事ができる被災地域テレワークの推進、高齢者の就業支援、就労支援NPOとの連携、生活困窮者の自立支援 ② 経済的支援 ・生活再建支援制度、災害援護資金貸付、生活復興支援資金	Point: 再建するための就労支援 ① 就労支援 ・就職相談会、在宅で仕事ができる被災地域テレワークの推進、高齢者の就業支援、就労支援NPOとの連携、生活困窮者の自立支援 ② 経済的支援 ・生活再建支援制度、災害援護資金貸付、生活復興支援資金
IV コミュニティ	Point: 新たな生活環境での地域コミュニティ形成支援 生きがいがづくり及び地域コミュニティによる見守り ① 自立再建先のコミュニティづくり ・自治会や団地会設立のためのキーパーソンの発掘や支援、地域の新コミュニティ形成支援、地域の交流の居場所づくり、地域福祉コーディネーター（CSC）及び地域自治会との連携 ② 地域の見守り推進 ・民生委員・児童委員活動推進、高齢者等見守り活動、地域生活支援員の訪問活動、緊急通報システムの利用 ③ 生活の生きがいがづくり ・既存イベントの支援、趣味やスポーツなどとおした高齢者の生きがいがづくり	Point: 再建先に移転するまでのコミュニティ継続支援 ① コミュニティづくり ・自治会支援、NPO団体等の地域づくり支援事業への補助、地域の交流の居場所づくり、地域福祉コーディネーター（CSC）との連携及びささえあいセンターの活用、カーシェアリングによるコミュニティ支援 ② 見守り実施 ・地域生活支援員の巡回、緊急通報システムの利用 ③ 生活の生きがいがづくり ・既存イベントの支援、趣味やスポーツなどとおした高齢者の生きがいがづくり	Point: 同じニーズを持つ方の小コミュニティづくりの場の確保によるコミュニティ維持支援。見守りの継続。 長期化する仮設生活で心のケアにつながる生きがいがづくり ① コミュニティづくり ・自治会支援、NPO団体等の地域づくり支援事業への補助、地域交流の居場所づくり、地域福祉コーディネーター（CSC）との連携及びささえあいセンターの活用、カーシェアリングによるコミュニティ支援 ② 見守り実施 ・地域生活支援員による訪問活動、緊急通報システム利用 ③ 生活の生きがいがづくり ・既存イベントの支援、趣味やスポーツなどとおした高齢者の生きがいがづくり

プレハブ仮設団地の入居状況に応じて移転・集約を進めます

プレハブ仮設団地集約の基本的な方針

◆孤立防止・防犯対策・コミュニティの維持

入居者の孤立防止、防犯対策やコミュニティ維持を図るため、入居率が概ね 30%以下になると見込まれるプレハブ仮設団地については、入居者の事情に配慮しながら、仮設団地間移転や恒久的住まいへの移転を進めます。

◆学校用地や民有地の返還、公園用地の復旧

仮設団地の敷地について、学校用地や民有地の返還、子ども達の遊び場等の復旧を図りつつ将来の土地利用を見据えた移転を進めます。

◆再建後のコミュニティに配慮した仮設団地間移転支援

新たなコミュニティが形成しやすいよう入居者の意向を踏まえ、集約拠点団地への移転を進めます。

プレハブ仮設団地集約に関する配慮

◆仮設団地間移転による引っ越し費用

市が負担します。

◆集約拠点団地入居基準緩和

児童・生徒のいる世帯等には、移転の際、部屋数基準を緩和します。

◆居住環境整備

移転先の居住環境を移転前と同等にするための整備を実施します。

◆プレハブ仮設集約時家賃助成

市内プレハブ仮設住宅入居中で以下①②のどちらの要件も満たす世帯が、集約・解消の際に市内の民間賃貸住宅へ転居する場合一定期間家賃を助成します。

- ①大規模半壊・半壊（復興公営住宅の入居要件外）
- ②政令月収 104,000 円以下

プレハブ仮設団地移転・集約スケジュール

- ・移転時期は、平成 28 年 5 月 1 日の入居者数・入居率を基に、概ね入居率 30%以下となる時期を目安とし、規模の大きい団地や小さい団地は入居世帯数に配慮して決めています。
- ・入居者の今後の再建状況、住まいの復興状況などにより集約拠点団地やスケジュールが変更となる場合があります。

説明会・個別相談

- ・自立再建促進プログラムの説明会を各地区で実施します。
- ・移転・集約を進める団地については、原則として退去完了の 6 か月前までに移転・集約説明会を実施します。
- ・移転対象となった方の希望を伺いながら移転先調整を行い、期間内に移転・集約が完了できるよう進めていきます。

▼応急仮設住宅からの移転等のスケジュール

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
応急仮設住宅の供与期間	プレハブ仮設										
	みなし仮設										
不適正利用(倉庫等)世帯の解消	適正手続きの勧奨や返還請求等の法的措置										
応急仮設住宅からの移転	意向未決定者等の住まいの再建調査(自立計画届出書)	調査、届出書作成支援		調査、届出書作成支援		調査、届出書作成支援					
	市民説明・相談・支援	団地等での移転・集約説明会									
		市役所窓口相談・個別訪問相談(市職員・専門員・支援員等による情報提供・手続き等)									
	自立再建・集約拠点団地へ移転	フォロー体制による各種相談対応									
自立再建や集約の移転先調整・移転期間											
	集約拠点団地の入居調整・部屋準備・入居手続き										
仮設団地の解体	プレハブ仮設団地の解体実施										
	解体										

▼プレハブ仮設団地移転集約時期別一覧

地区別	H28.9 期限	H29.3 期限	H29.9 期限	H30.3 期限	H30.9 期限	H31.3 期限	H31.9 期限	計
石巻地区		日和が丘、駅前北通り、開北、新境谷地南、新栄中央、新境町、小竹浜、西山、狐崎浜、渡波北部第 3、渡波第 2 団地 日和が丘第二団地※H28.12 期限 (12 団地)	大橋中央、泉町、水押球場、袋谷地東、水押、日本製紙、開成第 1、第 2、第 5、第 6、第 7、第 8、第 9、第 14、南境第 1、第 2、第 3、第 5、第 6、真野、大瓜、新栄東、井内、新栄、蛇田中央、青葉西、恵み野、一番谷地西、南、向陽南、元浦屋敷、蛇田北部第 2、家の入、垂水、渡波北部第 1、第 2、第 4、第 5 団地 (38 団地)	開成第 12、祝田、牧浜、袖ノ浜団地 (4 団地)	開成第 3、第 4、第 11、蛇田北部第 1、青葉西第 2、渡波大森、折浜団地 (7 団地)		大橋、開成第 10、第 13、南境第 4、第 7、向陽、蛇田西部第 1、第 2、あけぼの北、南、万石浦、渡波第 1 団地 (12 団地)	73
河北地区					大森第 1、第 2、第 3、第 4 団地 (4 団地)	追波川河川団地 (1 団地)	飯野川枝、河北三反走、第 2、追波川多目的団地 (4 団地)	9
雄勝地区					大須小学校、立浜、雄勝峠崎、雄勝森林、第 2 団地 (5 団地)	名振第 1 団地 (1 団地)		6
河南地区		赤羽根団地 町北第 1 団地※H28.12 期限 (2 団地)	押切沼、柏木、山崎前、しらさぎ台、関ノ入、東北電子、糠塚前、糠塚、町北第 3、第 4、前山、曾波神前、黄金袋団地 (13 団地)		町北第 2、新田、役場前団地 (3 団地)		旭化成団地 (1 団地)	19
桃生地区		倉埤団地 (1 団地)	城内、桃生永井団地 (2 団地)				桃生中津山団地 (1 団地)	4
北上地区			にっこりサンパーク団地 (1 団地)		大指団地 (1 団地)		相川運動公園団地 (1 団地)	3
牡鹿地区	給分浜小寺、大原浜中田、小淵浜大宝団地 (3 団地)	鮎川浜寺前、十八成浜、清水田浜、鮎川浜四ツ小谷第 1、第 2、鮎川小学校、鮎川浜湊川団地 (7 団地)	前網浜赤島、寄磯浜五梅沢団地 (2 団地)	鮎川浜清崎運動公園団地 (1 団地)	清崎山、大原、鬼形山、給分浜桜畑、給分浜後山団地 (5 団地) <small>集約拠点団地</small>		<small>集約拠点団地</small>	18
計	3	22	56	5	25	2	19	132

注：プレハブ仮設住宅の供与期限は原則としてH30年9月となります。その後も引き続き入居できる世帯は、「特定延長対象世帯」のみとなります。雄勝水浜団地は既に解体済、名振第2団地は全退去済。青字は集約拠点団地。